

児童福祉法に基づく障がい児通所支援事業所きらら  
(児童発達支援、放課後等デイサービス事業) 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人共生会（以下「事業者」という。）が設置する障がい児通所支援事業所きらら（以下、「事業所」という。）において実施する児童発達支援、放課後等デイサービス事業に係る指定通所支援（以下、「指定通所支援」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定通所支援の円滑な運営管理を図るとともに、障がい児及び通所決定保護者（以下「保護者」という。）の意思及び人格を尊重し、障がい児及び通所決定保護の立場に立った適切な指定通所支援の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、指定通所支援の提供に当たっては、利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、次のとおり適切なサービスの提供に努めるものとする。

(1) 児童発達支援の提供に当たっては、（児童福祉法第6条の2の2第1項）利用者が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、事業所において、適切かつ効果的な指導訓練を行うものとする。

(2) 放課後等デイサービスの提供に当たっては、（児童福祉法第6条の2の2第4項）利用者が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、事業所において、適切かつ効果的な指導訓練を行うものとする。

2 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従事者に対し、研修を実施する等の措置を講ずる。

3 事業所は、障がい児の適性、障がいの特性その他の事情を踏まえた指定通所支援の確保並びに指定通所支援の質の評価及びその改善の適切な実施の観点から、指定児童発達支援の提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援を提供する。

4 サービス提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮することとする。

5 指定通所支援の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、保護者の所在する市町村、その他の指定通所支援事業者、指定障害福祉サービス事業者、その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

6 前五項のほか、児童福祉法（以下、「法」という。）及び「児童福祉法に基づく指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成24年厚生労働省令第15号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、指定通所支援を実施するものとする。

(事業の運営)

第3条 指定通所支援の提供に当たっては、保護者の負担により、事業所の職員以外の者による支援は行わないものとする。

(事業所の名称等)

第4条 指定通所支援を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 障がい児通所支援事業所きらら
  - (2) 所在地 徳島県阿波市市場町香美字渡10番地1
- (職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名 (常勤職員・兼務)

管理者は、職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定通所支援の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。

- (2) 児童発達支援管理責任者 1名 (常勤職員)

児童発達支援管理責任者は、次の業務を行う。

(ア) 適切な方法により、利用者の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握 (以下「アセスメント」という。) を行い利用者及び保護者の意思をできる限り尊重するよう努める。

(イ) 通所支援計画作成に当たっては、障がい児の年齢及び発達の程度に応じて、自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上での適切な支援内容の検討をすること。

(ウ) 利用者に対する指定通所支援事業所の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、通所支援計画の原案について意見を求めること。

(エ) アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者の生活に対する意向、※5領域を含めた総合的な支援の方針、地域社会への参加・包摂 (インクルージョン) の観点を踏まえた具体的な内容、生活全般の質を向上させるための課題、指定通所支援の目標及びその達成時期、指定通所支援を提供する上での留意事項等を記載した通所支援計画の原案を作成し、個別支援策定検討会議を主催し、検討すること。

(オ) ※5領域とのつながりを全て含めた支援内容を示すプログラムの作成・公表を行うこと。

(カ) 通所支援計画の原案の内容を保護者に対して説明し、文書により保護者の同意を得た上で、作成した通所支援計画を記載した書面を保護者に交付すること。また、指定基準において、各サービスの個別支援計画について障がい児相談支援事業所にも交付する。

(キ) 通所支援計画作成後、通所支援計画の実施状況の把握 (利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。) を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、通所支援計画の見直しを行い、必要に応じて通所支援計画を変更すること。

(ク) 利用申込者の利用に際し、指定通所支援事業所等に対する照会等により、利用申込者の心身の状況、事業所以外におけるサービスの利用状況等を把握すること。

(ケ) 他の職員に対する技術指導及び助言を行うこと。

(コ) 利用者の意思に反する異性介助がなされないように、児童発達支援管理責任者等がサービス提供に関する利用者の意向を把握するとともに、利用者の意向を踏まえたサービス提供の確保に努める。

※5領域 「健康・生活」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」「運動・感覚」

(3) 児童指導員等 2名以上

通所支援計画に基づき利用者に対し適切に指導等を行う。

(営業日及び営業時間等)

第6条 事業所の営業日及び営業時間並びにサービス提供日及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 平日及び土曜日とする。ただし、利用者の受入れ状況等に応じて営業日を設定する。国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 平日及び土曜日・休校日は午前9時から午後6時とする。
- (3) サービス提供日 平日及び土曜日とする。ただし、利用者の受入れ状況等に応じてサービス提供日を設定する。国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。
- (4) サービス提供時間 平日及び土曜日は午前10時から午後5時30分までとする。  
放課後等デイサービスについては、学校が休日の日以外は学校終了時間より受入れることとする。

(利用定員)

第7条 事業所の利用定員は10名とする。

(指定通所支援を提供する主たる対象者)

第8条 指定通所支援を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 障がい児（18歳未満の身体障がい児、知的障がい児、発達障がい児）

(指定通所支援の内容)

第9条 事業所で行う指定通所支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 通所支援計画の作成
- (2) 基本事業
  - (ア) 日常生活訓練  
日常生活動作、軽スポーツ、音楽活動等
  - (イ) 集団生活適応訓練  
コミュニケーション、パソコン操作等
  - (ウ) 創作的活動  
絵画、工作、調理実習、園芸等
  - (エ) 生活相談  
福祉サービス利用、生活、育児の相談等
  - (オ) 健康指導  
健康チェック、健康相談

(3) 送迎サービス

事業所の所有する車両により、利用希望者に対して利用者自宅や保育園等との送迎を行う。

- (4) 日中一時支援
- (5) 専門職による療育
- (6) 地域交流
- (7) 個別療育
- (8) 家庭支援
- (9) 子育てサポート
- (10) 関係機関との連携
- (11) 将来を見据えた作業訓練
- (12) 前各号に掲げるもののほか、事業所の利用者に必要な支援

(保護者から受領する費用の額等)

第10条 指定通所支援を提供した際には、保護者から指定通所支援に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない指定通所支援を提供した際は、保護者から法第21条の5の3第2項の規定により算定された障害児通所給付費の額の支払を受けるものとする。この場合、その提供した指定通所支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を保護者に対して交付するものとする。

3 次に定める費用については保護者から徴収するものとする。

- (1) 創作活動に係る材料費実費相当額
- (2) その他の日常生活において通常必要となるものに係る経費であって保護者に負担させることが適当とみられるものの実費

4 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、保護者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、保護者の同意を得るものとする。

5 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った保護者に対し交付するものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第11条 保護者は、サービスの利用に当たっては、次に規定する内容に留意すること。

- (1) 建物及び設備等に損傷を与えないこと
- (2) 機器等の使用に当たっては、職員の指示に従うこと
- (3) 前2号のほか、重要事項説明書に記載されている事項

(通常の事業の実施地域)

第12条 通常の事業の実施地域は、阿波市、吉野川市の全域とする。

(緊急時及び事故発生時等における対応方法)

第13条 現に指定通所支援の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに事業所が定める協力医療機関又は利用者の主治医（以下「協力医療機関等」という。）への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

2 協力医療機関等への連絡等が困難な場合には、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

3 指定通所支援の提供により事故が発生したときは、直ちに関係する事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

4 指定通所支援の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

#### (非常災害・防犯対策)

第14条 事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を年2回以上行うものとする。

#### 2 非常災害時における施設間連携

事業者は、それぞれの障害福祉サービス事業所又はその他の事業所の特性に応じ、相互に連携して非常災害時における被災者の支援に努めなければならないものとする。

#### 3 被災状況の公表等

事業者は、震災等における被災状況について公的機関等を通じて公表するものとし、利用者個人の安否については、家族または法的代理人等から問い合わせがあった場合に限り応じるものとする。

4 利用者が犯罪に巻き込まれないように事業所として防犯マニュアルの策定や地域の関係機関等と連携して見守り活動、利用者自身が自らの安全を確保できるような学習支援等の防犯への取り組みを行う。

#### (安全計画策定等)

第15条 事業所は、利用者に安全の確保を図るため、設備の安全点検、職員、利用者に対する施設外での活動、取組等を含めた事業所での生活、その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練、その他事業所における安全に関する事項についての計画を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じる。また、必要に応じて見直しを行い変更する。保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知・説明する。

#### (業務継続計画の策定等)

第16条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、従事者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

#### (感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第17条 事業所は、当事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に各号に掲げる措置を講ずるよう努める。

(1) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従事者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従事者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。

#### (苦情解決)

第18条 提供した指定通所支援に関する保護者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 提供した指定通所支援に関し、法第21条の5の21第1項の規定により徳島県知事又は市町村長が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び保護者及びその家族からの苦情に関して市町村又は徳島県知事及び市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村又は徳島県知事及び市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。

#### (個人情報保護)

第19条 事業所は、その業務上知り得た利用者及びその家族の個人情報については、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

2 職員は、その業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持するものとする。

3 職員であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

4 事業所は他の障害児通所支援事業者等に対して、利用者及びその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者及びその家族の同意を得るものとする。

#### (虐待防止及び身体拘束禁止に関する事項)

第20条 事業者は、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（「障がい者虐待防止法」平成23年法律第79条）その他関係法令等を遵守し、利用者の人権・虐待の防止等のため次の措置を講ずる。

(1) 虐待防止のために虐待防止委員会を設置

(2) 虐待防止責任者及び虐待防止マネージャー・虐待受付担当者の配置

(3) 苦情解決体制の整備

(4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

(5) 事業所は、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、利用者の身体的拘束及び行動を制限する行為を禁止する。やむなく行う場合は、利用者及び利用者家族等に対して説明を行い、同意を得るものとする。また、身体拘束についての改善計

画を作成し、随時見直しを行うものとする。

(6) 事業者は、個々の場面で、利用者から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった時には、実施に伴う負担が過重とならないように合理的配慮を行う。

(職場におけるハラスメントの防止)

第21条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、事業所において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより事業所の環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずる。

(自己評価・保護者評価結果の公表)

第22条 事業所は、児童発達支援・放課後等デイサービスのガイドラインに沿って「事業所職員向け児童発達支援・放課後等デイサービス自己評価表」及び「保護者等向け児童発達支援・放課後等デイサービス支援評価表」を活用して行う保護者等による事業所評価を踏まえ、事業所全体として自己評価を行う。

2 事業所の自己評価結果による児童発達支援の質の評価及び改善の内容については、事業所全体による「事業所における自己評価結果」及び「保護者等からの事業所評価の集計結果」を用いて、概ね1年に1回以上、利用者や保護者等に向けて、インターネットのホームページや会報等で公表し、事業運営の改善を図る。

(地域生活支援拠点等の機能を担う事業所)

第23条 事業所は「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な方針（平成18年厚生労働省告示第395号）第一の二の3」に規定する地域生活支援拠点等として次の機能を担う。

(1) 相談

基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援事業とともに地域定着支援を活用して緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスの相談その他必要な支援を行う機能

(2) 緊急時の受け入れ・対応

介護者の急病や障がい児者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能

(3) 体験の機会・場

地域移行支援や親元からの自立等に当たって、障がい福祉サービスの利用や体験の機会・場を提供する機能

(4) 専門的人材の確保・養成

医療的ケアが必要な児者や行動障がいを有する者、高齢化に伴い重度化した障がい児者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能

(5) 地域の体制づくり

基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援、一般相談支援等を活用して地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

(その他運営に関する重要事項)

第24条 事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

(1) 採用時研修 採用後1カ月以内

(2) 職場内研修 年2回

(3) 職場外研修 必要に応じて

2 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

3 事業所は、利用者に対する指定通所支援の提供に関する諸記録を整備し、当該指定通所支援を提供した日から5年間保存するものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

#### 附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、令和2年8月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。